

巻頭言

平素から海難審判行政に対するご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とし、裁決をもって海難の発生の防止に寄与することを目的としております。

本年は、昭和 10 年 7 月、香川県小豆島沖で旅客船みどり丸が貨物船と衝突して沈没し、旅客及び乗組員 107 人が犠牲となった海難から 80 年に当たり、また、昭和 30 年 5 月、香川県高松市沖で宇高連絡旅客船の紫雲丸が貨物船と衝突して沈没し、修学旅行生を含む 168 人が犠牲となった海難から 60 年に当たります。

折しも、昨年 4 月には大韓民国の観梅島沖において、また、本年 6 月には中華人民共和国の長江において、いずれも大型旅客船の転覆海難が発生し、多くの方々が犠牲となりました。

海上交通安全行政の一翼を担う海難審判所としましては、犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げると共に、ひとたび海難が発生したときの人的損失の大きさ、社会的影響の大きさを改めて深く認識し、このような悲惨な海難が発生しないよう、海難の調査及び審判を通じて、海難の防止に一層寄与していく決意を新たにいたしましたところ です。

さて、このたび発刊した「平成 27 年版レポート 海難審判」では、海難の調査状況や裁決の状況など平成 26 年における海難審判所の活動を取りまとめるとともに、裁決の中から、海難の防止に参考となる事例を航法別、船種別にそれぞれ詳しく紹介しております。

海難審判の裁決では、多種多様な個々の海難について、事件の背景となった船舶、人、水域、気象海象等に関する事実、事件発生に至った詳細な経過を記載したうえで、人の行為のどこに問題があったのかを明らかにしており、事件の関係者のみならず、多くの海事関係者の方々に役立つ情報や教訓が含まれております。

本書を海難防止の一助としてご活用いただきますとともに、海難審判行政に対する皆様のご理解を一層深めていただければ幸いです。

平成 27 年 11 月 海難審判所長